

青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

本市では、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)」に基づき、県知事の承認を受けて、地域経済牽引事業*の施設を設置する事業者について、「青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例」により、施設の設置期間を定めた上で、3 か年度、固定資産税を免除する措置を講じている。

対象となる施設の設置期間は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令」において定められており、令和 7 年 3 月 31 日、同省令の一部が改正され、当該施設の設置期限が「令和 10 年 3 月 31 日まで」に延長されたことから、本条例についても、所要の改正を行う。

なお、地方公共団体が課税免除を行った場合には、同法第 26 条に基づき、地方交付税による減収補てん措置が行われる。

*地域の特性を活かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼし、地域における経済活動を牽引する事業。

2 改正内容

省令の一部改正を受け、固定資産税免除の対象となる承認地域経済牽引事業のために設置される施設の設置期限を令和 10 年 3 月 31 日まで延長するため、以下のとおり改正する。

改正後	改正前
地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日*から <u>令和 10 年 3 月 31 日まで</u>	地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日*から <u>令和 7 年 3 月 31 日まで</u>

*基本的な計画の同意の日…令和 6 年 4 月 1 日

3 施行期日

公布の日(令和 7 年 4 月 1 日から適用)